

「振替決済口座管理約款（振決国債）」新旧対照表

平成 20 年 11 月 30 日

(下線部分改正)

改 正	現 行
<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p>第 1 条 この約款は、<u>社債、株式等の振替</u>に関する法律（以下「<u>振替法</u>」といいます。<u>平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）</u>に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p><b>(振替決済口座)</b></p> <p>第 2 条 振決国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、<u>振替法</u>に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p><b>(振替決済口座の開設)</b></p> <p>第 3 条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「保護預り口座設定申込書」によりお申込みいただきます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>振替法</u>その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います</p>	<p><b>(約款の趣旨)</b></p> <p>第 1 条 この約款は、<u>社債等</u>の振替に関する法律（以下「<u>社振法</u>」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。</p> <p><b>(振替決済口座)</b></p> <p>第 2 条 振決国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、<u>社振法</u>に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><b>(振替決済口座の開設)</b></p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、<u>社振法</u>その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取扱います。</p>

改正	現行
<p><b>(当社への届出事項)</b>  第4条「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、<u>お届けの氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</u></p> <p><b>(振替の申請)</b>  第5条 (現行どおり)</p> <p><b>(他の口座管理機関への振替)</b>  第6条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。<u>担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等</u>）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあることがあります。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><b>(分離適格振込国債に係る元利分離申請)</b>  第7条 <u>当社は、分離適格振込国債に係る元利分離申請は取扱いません。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p><b>(当社への届出事項)</b>  第4条「保護預り口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名等をもって<u>お届け印、住所、氏名等とします。</u></p> <p><b>(振替の申請)</b>  第5条 (省 略)</p> <p><b>(他の口座管理機関への振替)</b>  第6条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあることがあります。</p> <p>2 (省 略)</p> <p><b>(分離適格振込国債に係る元利分離申請)</b>  第7条 <u>振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>差押えを受けたものその他の法令の規定により、元利分離又はその申請を禁止されたもの。</u></li> <li>2. <u>当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定</u></li> </ol>

改正	現行
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>める期間中に元利分離を行うもの。</u></p> <p>2 <u>前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。</u></p> <p>1. <u>減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額</u></p> <p>2. <u>お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別</u></p> <p>3 <u>前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</u></p>
<p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第8条 <u>当社は、分離元本振込国債及び分離利息振込国債に係る元利統合申請は取扱い</u> <u>ません。</u></p>	<p>(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>第8条 <u>振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が</u> <u>定める内訳区分に記載又は記録されている</u> <u>分離元本振込国債及び分離利息振込国債に</u> <u>ついて、次の各号に定める場合を除き、当</u> <u>社に対し、元利統合の申請をすることがで</u> <u>きます。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>1. <u>差押えを受けたものその他の法令の規</u> <u>定により元利統合又はその申請を禁止さ</u> <u>れたもの。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>2. <u>当該分離元本振込国債と名称及び記号</u> <u>が同じ分離適格振込国債の償還期日又は</u> <u>利子支払期日の3営業日前から前営業日</u> <u>までにおいて、あらかじめ日本銀行が定</u> <u>める期間中に元利統合を行うもの。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>2 <u>前項に基づき、お客様が元利統合の申請</u> <u>を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲</u> <u>げる事項を、当社に提示いただかなければ</u> <u>なりません。</u></p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>1. <u>増額の記載又は記録がされるべき分離</u> <u>適格振込国債の銘柄及び金額</u></p> <p>2. <u>お客様の振替決済口座において減額及</u></p>

改正	現行
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p><b>(みなし抹消申請)</b>  第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、<u>振替法</u>に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p><b>(担保の設定)</b>  第10条 お客様の振込国債について、<u>担保</u>を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p><b>(お客様への連絡事項)</b>  第11条 (現行どおり)  2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の<u>コンプライアンス部お客様相談室</u>に直接ご連絡ください。  3 <u>当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>び増額の記載又は記録がされるべき種別</u></p> <p><u>3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。</u></p> <p><b>(みなし抹消申請)</b>  第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振込国債について、<u>社振法</u>に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。</p> <p><b>(質権の設定)</b>  第10条 お客様の振込国債について、<u>質権</u>を設定される場合は、<u>当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、</u>日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。</p> <p><b>(お客様への連絡事項)</b>  第11条 (省 略)  2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の<u>コンプライアンス部</u>に直接ご連絡ください。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

改正	現行
<p><u>とみなします。</u></p> <p>4 当社は、<u>第2項</u>の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの<u>第2項</u>に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1.・2. (現行どおり)</p> <p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、<u>法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、住民票、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、</p>	<p>3 当社は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの<u>前項</u>に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>1.・2. (省 略)</p> <p>(元利金の代理受領等)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>(届出事項の変更手続き)</p> <p>第13条 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、印鑑証明書、住民票、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影・</p>

改正	現行
<p><u>氏名又は名称、住所等</u>をもって届出印、 <u>氏名又は名称、住所等</u>とします。</p>	<p><u>住所・名称等</u>をもって届出印・<u>住所・名称</u> 等とします。</p>
<p>(口座管理料) 第14条 (現行どおり)</p>	<p>(口座管理料) 第14条 (省 略)</p>
<p>(当社の連帯保証義務) 第15条 日本銀行が、<u>振替法</u>等に基づき、お客様(<u>振替法</u>第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、<u>振替法</u>に定める<u>超過記載又は記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務</li> <li>2. 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、<u>振替法</u>に定める<u>超過記載又は記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得</li> </ol>	<p>(当社の連帯保証義務) 第15条 日本銀行が、<u>社振法</u>等に基づき、お客様(<u>社振法</u>第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、<u>社振法</u>に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務</li> <li>2. 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、<u>社振法</u>に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが</li> </ol>

改正	現行
<p>した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務</p> <p>3. その他、日本銀行において、<u>振替法</u>に定める<u>超過記載又は記録に係る義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p><b>(解約)</b></p> <p>第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>お客様が手数料を支払わないとき</u></p> <p>3. <u>お客様がこの約款に違反したとき</u></p> <p>4. <u>第14条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u></p> <p>5. <u>第19条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u></p> <p>6. <u>お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申出たとき</u></p> <p>7. <u>お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申出たとき</u></p> <p>8. <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合</u></p> <p><b>(解約時の取扱い)</b></p> <p>第17条 <u>前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</u></p> <p><b>(免責事項)</b></p>	<p>証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務</p> <p>3. その他、日本銀行において、<u>社振法</u>に定める<u>消却義務</u>を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p> <p><b>(解約)</b></p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>1. (省略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>2. <u>第14条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合</u></p> <p>3. <u>第18条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4. <u>やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合</u> <u>(新設)</u></p> <p><b>(免責事項)</b></p>

改 正	現 行
<u>第 18 条</u> (現行どおり)	<u>第 17 条</u> (省 略)
(約款の変更)	(約款の変更)
<u>第 19 条</u> (現行どおり)	<u>第 18 条</u> (省 略)
以上	以上